

奈良県告示第百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成三十年七月三日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
ころころこどもクリニック	天理市指柳町二五六―一	平成三十年六月三十日